

サービスを利用したい
と思ったら・・・

市町村へ申請
必要な書類を受け取る

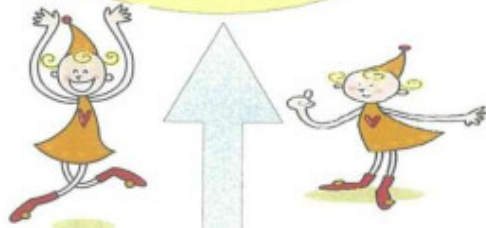
特定相談事業所
ゆらり

相談事業所との利用契約
サービス利用計画作成のための
面談

面談の中で、今後どのような暮らし方が
したいか、どうすれば実現できるかを一
緒に考えていきます。

サービス等利用計画案提出書類
と印鑑をお持ちください。

サービス提供事業者と
契約・利用開始



=お問い合わせ先=
特定相談支援事業所ゆらり

〒893-1602
鹿児島県鹿屋市串良町有里7441-1
TEL 0994-62-4100
FAX 0994-62-4190

サービス等利用計画案の作成・交付



サービス利用計画の作成



サービス等利用計画作成のための
担当者会議



事業者が集まり
利用に向けての
調整を行います

特定相談事業所
ゆらり

支給決定書類の送付
・支給決定通知
・障害区分認定通知
・受給者証

市町村へ書類を提出



